

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受 理 番 号	2 0 4 3	受 理 年 月 日	令和6年9月20日
件 名	香害・化学物質過敏症対策の実施		
要 旨	<p>香料及び抗菌・消臭成分を長続きさせる製品の普及と共に、香害イコール化学物質による健康新聞が増えている。日常生活用品に含まれる化学物質を吸入したり、身体被り、くいと、うとうとしており、鼻や頭痛、喉の痛み、吐き気、腹痛、頭痛などを引き起こす。また、鼻の充血、鼻水、鼻炎、鼻塞などの症状が現れる。この原因は、石油から合成した界面活性剤や香料、マイクロカプセルの壁材、抗菌成分、添加剤(安定剤、pH調整剤、酵素、酸化防止剤、蛍光増白剤、着色剤、粘度調整剤)などの複数の化学物質の複合影響と考えられている。主に、アセトアルデヒドやホルムアルデヒド、クメン、シクロヘキサン、ジクロロメタン、ウタノール、ベンズアルデヒド、アルファアピネン、シカルコニウム、ポリ4級アンモニウム塩、アルキルトリルアンモニウム塩など、業務用製品の容器には危険・有害性が表示されている化学物質である。合成洗剤や柔軟剤、シャンプー、消臭剤などを使うことで、これらの有害な化学物質を私たちの町から川・海へ流し、香料、抗菌剤、プラスチック粒子を大気へ放出しているのである。</p> <p>不調を引き起こす原因は、石油から合成した界面活性剤や香料、マイクロカプセルの壁材、抗菌成分、添加剤(安定剤、pH調整剤、酵素、酸化防止剤、蛍光増白剤、着色剤、粘度調整剤)などの複数の化学物質の複合影響と考えられている。主に、アセトアルデヒドやホルムアルデヒド、クメン、シクロヘキサン、ジクロロメタン、ウタノール、ベンズアルデヒド、アルファアピネン、シカルコニウム、ポリ4級アンモニウム塩、アルキルトリルアンモニウム塩などで、業務用製品の容器には危険・有害性が表示されている化学物質である。合成洗剤や柔軟剤、シャンプー、消臭剤などを使うことで、これらを大気へ放出する化学物質が不調の原因になり得ると知ることで、原因物質を避けるため、重症化を防ぐことができる。市民の健康や社会参加、なりわいを守るために、必要な情報を市民に行き渡らせ、それと同時に、代替品があることを知らせる必要がある。香害・化学物質過敏症の多岐にわたる症状や地域社会の課題を理解し、対策を講じ、被害の拡大防止と環境保全に取り組むことを願う。</p> <p>については、以下のことを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 重症化や被害の拡大を防ぐために、市が管理している公共施設や学校、公共交通機関などの多くの人の目に触れる場所でポスターなどを掲示し、各施設で対策を考えること。主に合成洗剤、柔軟剤、シャンプー、消臭剤などに含まれる界面活性剤や香料、消臭・抗菌成分が不調の原因となり得ることを知らせ、同時に、代替品があることを知らせること。 2 症状が悪化しないようハローワークや労働局で周知・啓発、労働相談を行うこと。労働者が不適切な扱いを受けていないか調査を行うこと。求職者が努力するだけでは就労は難しいため、適切な就労支援について検討すること。 3 公共施設や学校、地下鉄などで合成洗剤を無香料の石けんやアルカリ系の洗剤に切り替え、見本となる姿勢を示すこと。 4 京都市内で販売する製品には、業務用でなくともGHS表示を義務付けること。 5 スーパーなどの小売店で無香料の石けんやアルカリ系の洗剤を割引価格で購入できること。割引販売の協力店に対し割引販売分プラスアルファの補助を行うこと。ただし、移転を防ぐことができない店舗は対象外とすること。 6 介護施設や障害者施設、大衆浴場、スポーツジム、コインランドリーなどで使用されているシャンプーや合成洗剤を無香料の石けんやアルカリ系の洗剤へ切り替えることを推奨すること。 7 介護事業所に、日用品が不調の原因になり得ることを知らせ、研修を行い、特にぜん息や呼吸器疾患の症状が悪化しないよう洗剤の切替えを呼び掛けること。移動の車内に、抗菌シートや芳香剤を置かないよう注意を促すこと。 8 診断書なしでも生活保護受給申請を可能にすること。診断の際に用いられている問診票を用いること。多岐にわたる症状に対し他科連携した診療が困難である現状や自身が職場で啓発や交渉を重ねなければ労働環境の改善も症状の軽減もない現状を理解し、対応すること。 9 市民の不安に応える相談窓口を設置すること。 10 古民家の空き家など化学物質の少ない住宅に優先的に入居できるようにすること。 11 医療機関の相談外来を設置すること。 12 国に、有害な化学物質の規制と診療報酬加算を求めるこ 		
陳 情 者			
回付委員会	環境福祉委員会		